

況左ノ通り

記

一 事業 立 則

會社重役會議ニ對策協議ノ結果去十月二日被解雇者代表ト交渉ノ上解雇手當ニ増額シ解決スルコトナセリ

二 章 議 圍 側

被解雇者縮引量藏外六百八前根ノ如ク借家同盟(借家同盟)ニ交渉ヲ求メ對策協議シ結束セルク十月十九日朝列記(1)ビラ約三百枚ヲ渋谷町所在社受定及工場附近ニ貼付シ氣勢ヲ挙クハ共ニ後記ノ通り交渉セリ

三 交 渉 状 況

(1) 本月十九日前十時職工側代表トシテ中田惣壽(借家同盟)外四名ハ工場ニ於テ近藤代表ト會見シ復職方交渉セルモ會社

側ニ於テ拒絶セル為メ代表等又解雇ヲ承諾シ更ニ

(1) 解雇手當トシテ六ヶ月分

(2) 勤続手當トシテ勤続一ヶ年ニ付テ十五日分

ノ計算ニシテ支給方シ

要求セルニ合支配人ハ事務終了令議ノ上午後四時回答スハク述ハ一旦引揚ケタリ

(16) 前約ニヨリ後四時前記代表會見折衝ノ結果 本月二十日迄ノ

日給ヲ支給シ解雇手當トシテ總額一千四百七拾壹圓及金封封(内容百參拾圓)ヲ給與スルニ決シ右七時山邊解決セリ
給與金ノ内訳左ノ如シ

手當支給額	日 給	解雇者 氏 名
三三八円	二月六日	藤 平 俊
二二三円	二月三日	渡 邊 永之助